資料1-1

第1回 下水道等事業運営審議会 下水道等使用料について

令和3年11月 鳥取市下水道部

目次

- 1. 下水道等事業の概要
- 2. 前回の審議会での審議経過 (p.3)
- 3. 前回の答申内容 (pp.4-7)
- 4. 前回の答申付帯意見内容 (p.8)
- 5. 前回の答申付帯意見に係る取組状況 (pp.9-12)
- 6. 今後の財政収支見込み (pp.13-20)
- 7. 今後の投資計画 (pp.21-28)
- 8. 使用料収入と使用料対象経費の見込み (p.29)

2. 前回(平成30年度)の審議会での 審議経過

平成30年度の本審議会では、平成28年度より施行している現在の下水道使用料について、令和元年度から令和3年度を算定期間として、改定を行うかの審議をした。 その結果、平成30年度の見直しでは、使用料について据え置くこととした。

注意した点

- ・公正性・妥当性を確保すること
- ・受益者負担を原則とし、将来世代への負担の先送りは極力避けるべきであること
- ・経営の効率化による経費削減等を前提とすること
- ・一般家庭に対し、急激な負担増とならないよう配慮すること

(参考) 平成30年度鳥取市下水道等事業運営審議経過

審議会	日時	概要			
第1回	平成30年10月11日	・下水道等事業に係る諸状況の確認 (答申内容の確認、今後の財政収支の見込み)			
第2回	平成30年11月21日	・第一回の指摘・質問の回答 (投資計画の今後の見込み、長期間(5年)の財政収支見込み)			

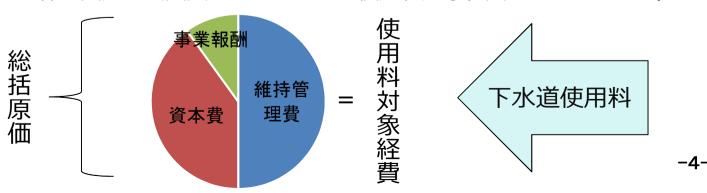
3. 前回の答申内容 (1/4)

下水道等使用料について 4項目

(1)使用料対象経費

下水道等使用料は、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費として負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものであり、能率的な管理下における適正な経費及び事業の健全な運営を確保するために必要な経費に基づき算定されるべきものであることから、維持管理費、資本費、事業報酬の私費負担分を使用料対象経費とすることした。

- ・総括原価方式 事業の総費用を総括原価とし、総収入と見合うように料金を設定する方式である。 また、この場合の総括原価とは使用料対象経費のことを示す。
- ・下水道等事業における使用料対象経費下水処理に係る維持管理費及び資本費のうち、汚水分に係る費用。(雨水分に係る費用は公費負担としており、使用料対象経費から除きます。)



3. 前回の答申内容 (2/4)

下水道等使用料について 4項目

(2)使用料算定期間

使用料算定期間は、現状分析、将来推計ともに合理的に行える3年程度が妥当なため、令和元年度から3年度までの3年間とすることとした。

(3)下水道等使用料

今後の見通しでは令和元年度から令和3年度の3年間における経費回収率 について100%を維持できると予測されている。このことより、現行料金のまま据え置くこととした。

※経費回収率

使用料で賄うべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標のこと。

(4) その他

社会経済情勢の急迫かつ不測の変化により、本答申の内容をそのまま適用することについて著しく妥当性を欠くと判断される場合には、諸般の事情を総合的に考慮し、柔軟に対応することとした。

3. 前回の答申内容 (3/4)

下水道等使用料について 4項目

鳥取市下水道使用料単価表 (税抜)

(1ヶ月あたり、円/㎡、税抜き)

	(177107) (177107)							
	区分							
		956						
		0㎡を超え8㎡まで	27					
		8㎡を超え20㎡まで	112					
	従量使用 料	20㎡を超え30㎡まで	166					
一般汚水		30㎡を超え50㎡まで	183					
一阪/ケ/ハ		50㎡を超え100㎡まで	208					
		100㎡を超え200㎡まで	221					
		200㎡を超え500㎡まで	231					
		500㎡を超え1,000㎡まで	255					
		1,000㎡を超える分	291					
特別汚水		122						

(※)特別汚水とは、一般公衆浴場および公共施設のプールからの排水です。

(各使用料あたり、円/㎡、税抜き)

水量区分ごと 使用料	据置
8㎡/月	1,172
20㎡/月	2,516
30㎡/月	4,176
100㎡/月	18,236
200㎡/月	40,336

3. 前回の答申内容 (4/4)

下水道等使用料について 4項目

県内4市料金比較表(R3.11現在)

(20㎡/月使用した場合の使用料)(税抜)



【総務省自治財政局】

一般的な家庭の使用の目安である20㎡の使用料について、3,000円を目途に適正化を図るべき。

4. 前回の答申付帯意見内容

付帯意見 2項目

(1)経営健全化の取組

使用料対象経費は、能率的な管理下における適正な経費であることをその 前提としており、経営の効率化や経費削減といった企業努力がその前提とな ることは言うまでもない。

これまで様々な取組みを通して経営の健全化に努めてきたことは認められるものの、今後は、施設の計画的な修繕、更新、統廃合や未接続地域への普及促進、資本費の抑制をよりいっそう進めるとともに中長期的な観点に立ち計画的な経営健全化の実現に努力されたい。

(2) きめ細やかな広報活動

安定的に事業を運営していくためには、下水道等事業に対する市民の理解と協力が不可欠である。

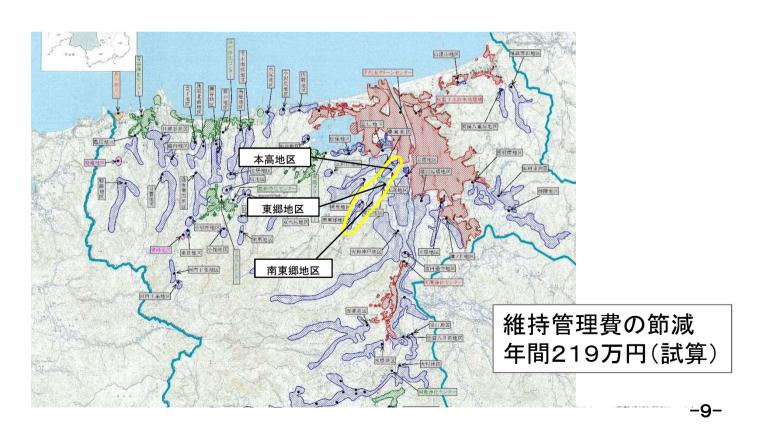
そのため、市民の意見も取り入れつつ、ホームページやテレビ、広報誌等、 多様な情報発信ツールを積極的に活用し、下水道のことを一人でも多くの市 民に知ってもらえるようきめ細かな広報活動の実施に努められたい。

併せて、より分かりやすく、市民一人ひとりが下水道を身近で大切なものとして実感できるような広報内容の充実に努力されたい。

5. 前回の答申付帯意見に係る取組状況(1/4)

(1)経営健全化の取組について

- ①維持管理費の節減について
 - ・処理施設の統合の取組令和5年度統合見込 本高地区、南東郷地区(東郷地区へ統合)

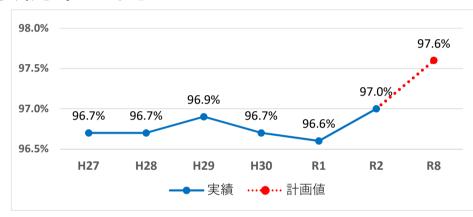


5. 前回の答申付帯意見に係る取組状況(2/4)

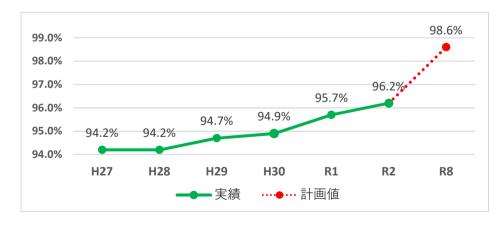
(1)経営健全化の取組について

②接続率の向上

公共下水道



集落排水



○接続率(%)

水洗化している人口 ------×100 下水道を利用できる人口

○普及促進活動

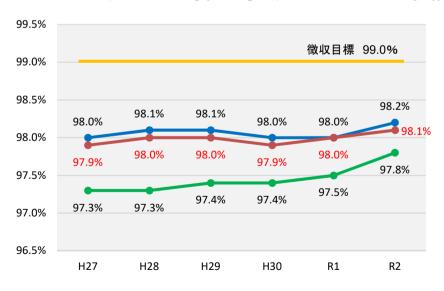
- ・未接続の世帯に対し、 訪問及び文書により接続を依頼
- ・年1回以上接続するまで継続して訪問
- ・留守が続く世帯への夜間訪問
- ・未接続理由に応じたきめ細かな依頼

5. 前回の答申付帯意見に係る取組状況(3/4)

(1)経営健全化の取組について

③徴収率の向上

- ・口座振替の促進と納付チャンネルの拡大 従前からの口座振替とともに、令和2年4月から利用可能となったスマートフォン 決済のPRに努めた。
- ・滞納整理による未収金の縮減 下水道使用料の徴収について、長期滞納者の徴収事務を収納推進課へ移管し、 財産差し押え等法的手段による収納を行った。



→ 公共 → 集排 → 全体

収納件数推移

	H30	R1	R2
全体件数	365,263	368,969	372,029
口振件数	299,456	300,097	300,442
コンビ二件数	36,123	39,775	44,202
(内スマホ数)	(—)	(—)	(3,405)

5. 前回の答申付帯意見に係る取組状況(4/4)

(2) きめ細やかな広報活動

主な広報活動

- ・下水道だより発行(年1~2回)
- ・下水道ちらし等配布(市内全地区公民館、 市内全小学校4年生へ配布)
- ・下水処理場見学会の開催
- ・マンホールカードを作成し、まちパルに おいて配布

(配布枚数5,178枚:R3.4.5時点)

- ・ポケモンマンホールの設置
- ・ボランティア清掃の実施(毎月第4金曜)

メディア活用した広報活動

- ・「下水道の使い方」についてぴょんぴょ ん放送やラジオ放送で啓発活動
- ・とっとり市報へ特集ページ(下水道の使い方)掲載
- ・ホームページを活用した情報発信





©2021 Pokémon. ©1995-2021 Nintendo/Creatures Inc./GAM FRFAK inc.

ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは任天堂・クリーチャーズ・ ゲームフリークの登録商標です。

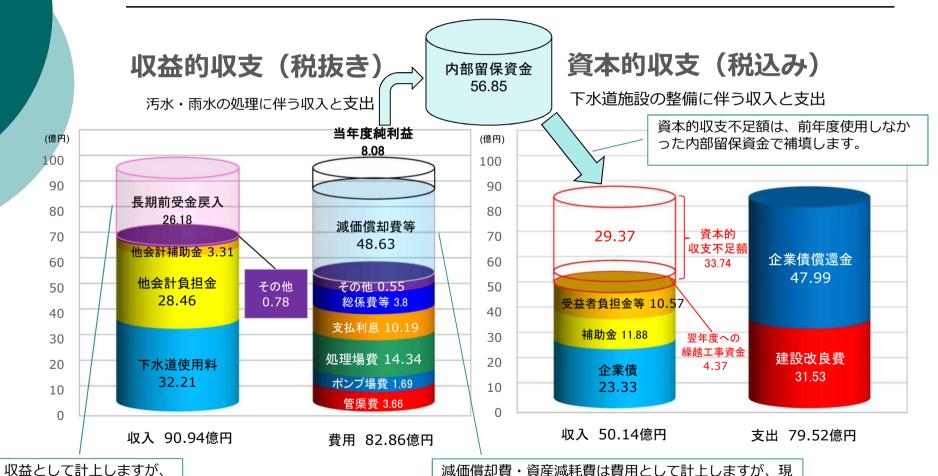
マンホールカード

ポケモンマンホール

6. 今後の財政収支見込み(1/8)

(1) 令和2年度決算状況

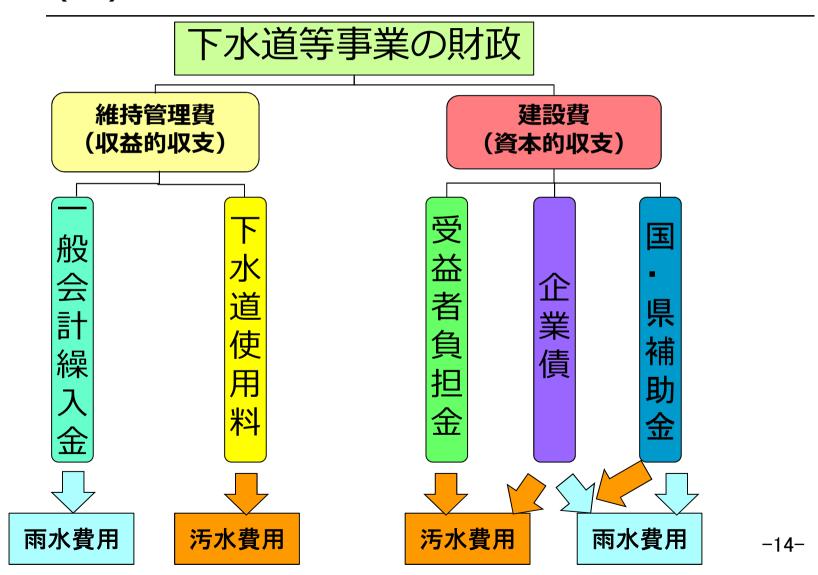
現金収入は伴いません。



金支出は伴わないため、内部留保資金となります。

6. 今後の財政収支見込み(2/8)

(2)下水道等事業使用料の考え方①



6. 今後の財政収支見込み(3/8)

(2)下水道等事業使用料の考え方②

雨水公費・汚水私費の原則

下水道処理費の負担内訳

雨水にかかる費用

都市の雨水排除 (都市の浸水防除)

> 公費負担 (一般会計繰入金)

汚水にかかる費用

- •汚水の排除
- (生活環境の改善・便所の水洗化)
- ・ 汚水の処理
- (汚染の原因者によるもの)

私費負担 (下水道使用料)

6. 今後の財政収支見込み(4/8)

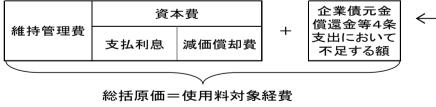
(2)下水道等事業使用料の考え方③

〇地方財政法第6条(公営企業の経営)

当該企業の経営に伴う収入をもってこれにあてなければならない。

〇下水道法第20条第2項(使用料の基本原則)

- 一下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- ※適正な原価・・・施設の償却費、維持管理費、支払利息その他の費用のほか、 適正な利潤及び施設の建設のために発行された企業債の償還 をも考慮して定められる。⇒ **総括原価方式**



_____ 事業報酬 <u>資本費</u> (資本報酬) **十** 平準化債[※]

※資本費平準化債

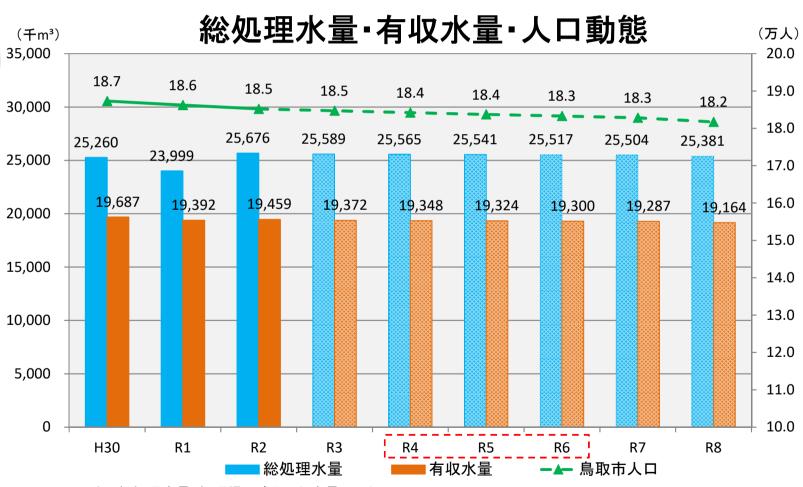
下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還金と減価償却費の差額について起債を認め、世代間の公平を図るために認められた起債

〇使用料算定期間の設定

使用料算定期間は、現状分析、将来推計ともに合理的に行える3年程度が妥当なため、 令和4年度から6年度までの3年間とすることとする。

6. 今後の財政収支見込み(5/8)

(3) 処理水量と人口動態



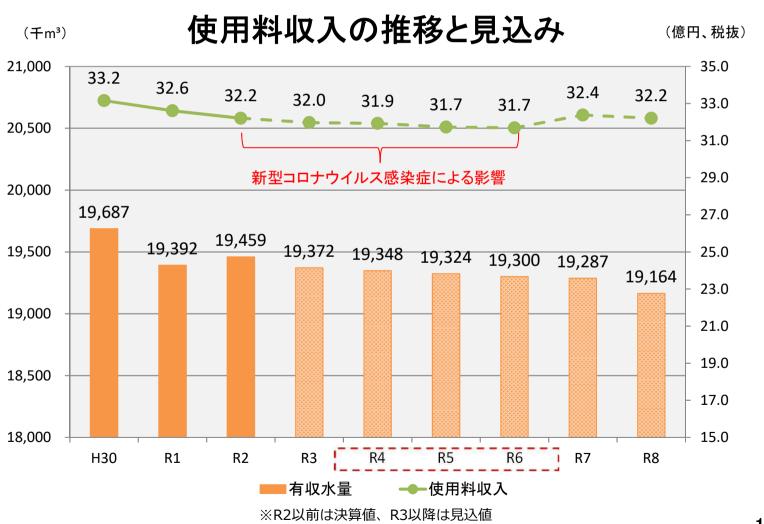
(注1)総処理水量:処理場に流入した水量のこと。

(注2)有収水量:使用料徴収の対象となった水量のこと。

(注3)鳥取市人口: 令和3年度以降の推計値は、鳥取市が公表している数値を参考に算出。

6. 今後の財政収支見込み(6/8)

(4) 使用料収入の推移



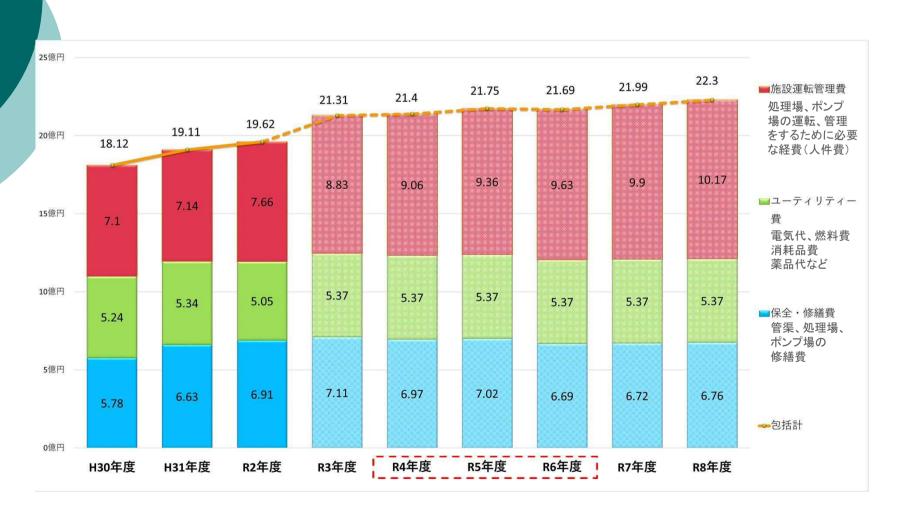
6. 今後の財政収支見込み(7/8)

(5) 維持管理費

内訳 維持管理費の推移 (億円) 管渠、ポンプ場、処理場 28.34 28.02 27.55 27.47 27.79 27.73 30.00 の管理運営費 25.57 24.76 23.49 25.00 6.80 6.64 6.71 6.75 6.65 6.48 水質管理費 6.37 5.95 5.85 20.00 水洗化普及費 15.00 21.31 21.54 20.90 20.99 21.15 20.98 10.00 使用料等賦課徴収経費 18.81 19.20 17.64 5.00 0.00 H30 R1 R2 R4 R5 R6 **R7** R8 R3 ■私費分 ■公費分

6. 今後の財政収支見込み(8/8)

(6) 管理運営費(包括的民間委託費)



7. 今後の投資計画(1/8)

(1) 建設改良費の事業内容

投資計画

浸水対策

【主な事業内容】

- ・浸水シミュレーションによる効率的な 浸水対策
- ・内水浸水想定区域図の整備

耐震化

【主な事業内容】

- ・処理施設の耐震化
- ・耐震管への改修整備

未普及地域の解消

【主な事業内容】

- ・公共下水道の普及率向上
- ・湖山池周辺の普及率向上
- ・効率的な整備による汚水処理の普及

資産管理

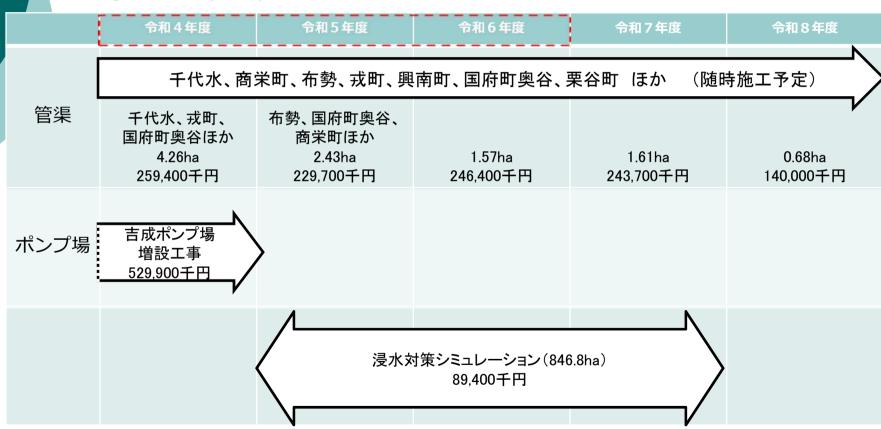
【主な事業内容】

- ・処理施設の長寿命化
- ・処理施設の統廃合

7. 今後の投資計画(2/8)

(2) 今後の投資計画(1/5)

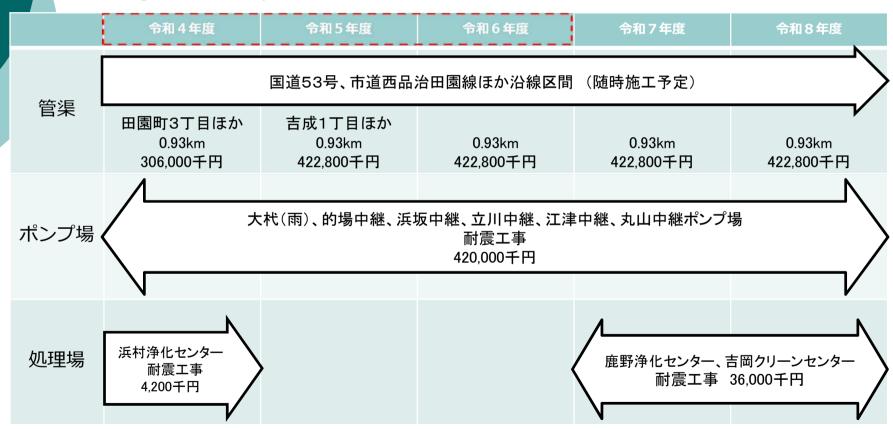
①浸水対策事業



7. 今後の投資計画(3/8)

(2) 今後の投資計画(2/5)

②耐震化事業



7. 今後の投資計画(4/8)

(2) 今後の投資計画(3/5)

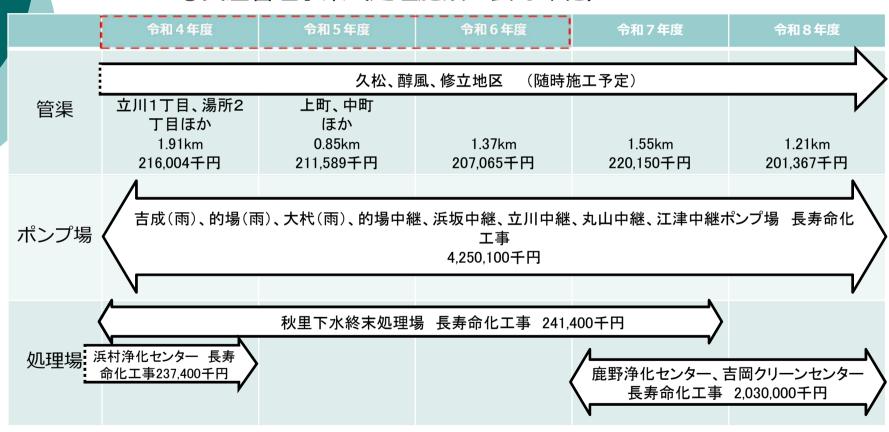
③未普及地域の解消

	令和 4 年度	令和5年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度						
	千代川左岸(大正、千代水、湖山西、美保南地区) ほか (随時施工予定)										
管渠	T16///	,吻叫四、天体用地区	こ、「なり、 (阿里山町 二								
	湖山、古海、徳尾 ほか	安長、古海、徳尾 ほか									
	543,400 千円	408,100千円	339,900千円	339,900千円	305,800千円						

7. 今後の投資計画(5/8)

(2) 今後の投資計画(4/5)

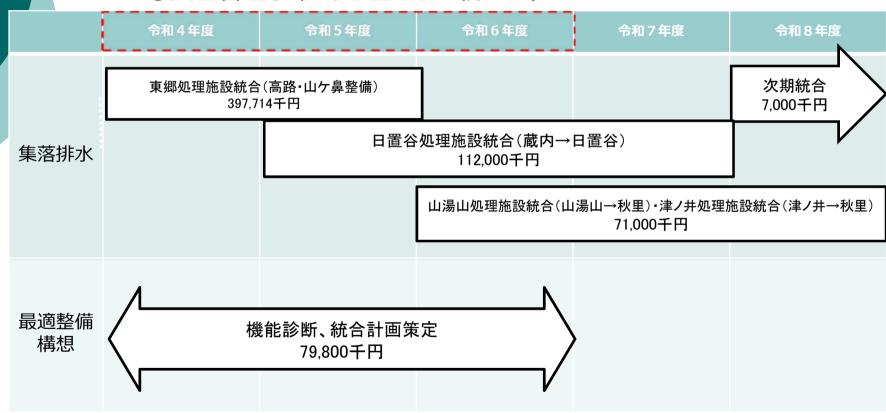
④資産管理事業(処理施設の長寿命化)



7. 今後の投資計画(6/8)

(2) 今後の投資計画(5/5)

⑤資産管理事業(処理施設の統廃合)



7. 今後の投資計画(7/8)

(3) 資本費(企業債)



7. 今後の投資計画(8/8)

(4) 資本費(年度末企業債残高)



8. 使用料収入と使用料対象経費の見込み

使用料収入と使用料対象経費

		=	_			年度						1		
Į	目				_	——————————————————————————————————————	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4-6合計
使	用] :	料	収	入	(千円)	3,316,141	3,261,190	3,220,631	3,196,842	3,193,005	3,172,999	3,170,932	9,536,936
使	用	料	対	象 経	費	(千円)	2,988,323	3,046,630	3,027,034	3,153,903	3,131,891	3,127,391	3,079,123	9,338,406
	1	資		本	費	(千円)	1,224,803	1,165,901	1,106,894	1,064,314	1,033,064	1,012,433	980,799	3,026,297
		減	価	償 却	費	(千円)	878,936	845,195	813,192	799,518	791,437	789,586	774,720	2,355,742
		資	産	減耗	費	(千円)	10,026	15,223	8,032	18,747	18,747	18,747	18,747	56,241
		支	払	利	息	(千円)	345,867	320,706	293,703	264,797	241,627	222,848	206,080	670,554
	2	維	持	管 理	費	(千円)	1,763,520	1,880,728	1,920,140	2,089,589	2,098,828	2,114,958	2,098,324	6,312,109
		管	き	ょ	費	(千円)	264,512	255,938	279,824	277,839	283,054	285,312	278,689	847,055
		ポ	ン	プ 場	費	(千円)	68,905	90,136	88,735	98,235	89,891	84,227	90,575	264,693
		処	理	場	費	(千円)	1,202,138	1,277,005	1,292,116	1,455,370	1,474,873	1,493,663	1,478,098	4,446,634
		水	質	管 理	費	(千円)	0	0	860	0	2,007	2,787	1,991	6,785
		水	洗 化	普及	費	(千円)	12,063	10,323	10,975	10,965	8,737	8,737	8,737	26,210
		業		務	費	(千円)	132,351	164,526	165,321	161,402	155,431	155,398	155,398	466,228
		総		係	費	(千円)	83,550	82,800	82,310	85,777	84,835	84,835	84,835	254,504
年	間	有	収	水	刪	(千㎡)	19,687	19,392	19,459	19,372	19,348	19,324	19,300	57,972
使	用] :	料	単	価	(円/㎡)	168	168	166	165	165	164	164	165
汚	水	処	理	原	申	(円/㎡)	152	157	156	163	162	162	160	161
	資	7	本	費	分	(円/㎡)	62	60	57	55	53	52	51	52
	維	持	管	理費	分	(円/㎡)	90	97	99	108	108	109	109	109
経	費		回	収	率	(%)	111.0%	107.0%	106.4%	101.4%	102.0%	101.5%	103.0%	102.1%